

決 定

申立人 中央労働委員会

被申立人 吉野石膏株式会社

主 文

本件申立を却下する。

理 由

- 一 本件申立の趣旨及び理由は、別紙申立書記載のとおりである。
- 二 労働組合法第二七条第八項によれば、同条項所定の決定（以下「緊急命令」という。）をするか否かは、受訴裁判所の裁量に委ねられており、受訴裁判所は、当該救済命令の適否及び即時救済の必要性等の諸事情を考慮して、相当と認める場合に緊急命令を発するものと解されるから、以下右の点について検討する。
 - 1 本件救済命令の骨旨は、同命令の申立人たるX 1及びX 2に対する配置転換（以下「本件配置転換」という。）を含む昭和四九年三月の人事異動は、被申立人の本社フロアー（本社及び東京支店）の男子従業員約五〇名（うち右申立人らの属する総評全国一般労働組合東京地方本部中部地域支部吉野石膏分会（以下「分会」という。）に所属するもの二三名）中、一六名に配置転換を命じたものであるが、(一)その背景として昭和四八年六月二〇日分会結成以降労使の対立が険悪化しつつあったことが認められるとし、(二)人事異動の内容としては、このうち地方へ配置転換された者は九名で、そのすべてが分会員であるのに対し、非分会員の配置転換先は東京管内であり、しかも、独身社員のうち地方勤務未経験者を地方へ配置転換するとの被申立人主張の方針からみても、右人事異動当時、本社フロアーの独身の地方勤務未経験者二八名（分会員、非分会員各一四名）のうち、東京から地方へ配置転換を命じられた九名全員が分会員であるのに対し非分会員一四名はすべて地方へ配置転換されていないから、これらの人数比からみると、右人事異動は、人選に特段の理由がない限り右配置転換対象者らが分会員なるが故に地方へ配置転換を命ずるものというべきであり、かつ、(三)右X 1及びX 2については他の者に優先し各配置転換先に配置すべき事情は認められないから、本件配置転換は、分会員を本社フロアー及び本社の中核部門から排除する趣旨の不当労働行為であるとするものであり、その論旨自体からして、右(二)の点が不当労働行為認定の最も重要な論拠となっているものと考えられる。
 - 2 しかるに、疎明によれば、被申立人は、本件人事異動を実施するにあたり、地方へ妻帯者を配置転換した場合、住宅の手配、子弟の教育問題等で各種不都合が生ずることを考慮して、先ず地方勤務の経験のない独身者を地方に配置転換する方針をとったこと、右の当時、本件救済命令のいう本社フロアーには二八名の独身の地方勤務未経験者がいたが、うち二二名が分会員で、六名が非分会員であり、地方配置転換の内示を受けた者は九名で全員分会員であるが、分会員で右の意味での本社フロアー内で異動するものも三名あったこと、また、本来の意味での本社フロアー（東京支店の相模

原、千葉、長野の各営業所を除くもの。)には二三名の独身の地方勤務未経験者がいたが、うち二〇名が分会員で、非分会員は三名であり、この意味での本社フロアーから地方配置転換の内示を受けた者は八名(その後発令に至った者は七名)であり、いずれも分会員であったことが認められる。

右事実によれば、被申立人が地方へ配置転換する者を人選する際に立てた基準は、不合理なものということとはできないところ、地方へ配置転換の内示を受けた九名又は八名のすべてが分会員であることも、独身の地方勤務未経験者中に分会員の占める割合(二八名中二二名又は二三名中二〇名)からみると、強ち不自然なものとはいえない。

従業員の配置転換は、労働契約において、職種、形態、勤務場所に関する特別の定めがない限り(本件において右特別の定め疎明はない。)、使用者の裁量に委ねられるべきものであるから、特定の従業員の配置転換について、これが他の者に優先して配置転換すべき事情がないというだけでは直ちにその裁量の範囲を逸脱したものということとはできず、他の者に優先して配置転換すべき事情は、本件救済命令の認定する分会員の人数比を前提としてのみ考慮しうるものであるにすぎない。

そうであるとすると、前記のごとく本件人事異動における基準及び人数比が合理性に欠けあるいは不自然なものでない以上、本件救済命令が認定するような前記1(一)のような背景事情があり、かつX1及びX2を他の者に優先して配置転換すべき事情が認められなかったとしても、被申立人が同人らを分会員であるが故に地方へ配置転換したものであり、分会員を本社フロアーから排除する趣旨であったと断ずることはできない。

- 3 以上のとおり、本件救済命令には、その最も重要な論拠の部分に誤りがあるものといわなければならないから、現時点においては、その維持可能性に疑義があり、緊急命令を発することは、相当でないと考えられる。

三 よって、本件申立を却下することとし、主文のとおり決定する。

昭和五四年二月一日

東京地方裁判所民事第一九部

(別紙省略)